

令和元年 7 月 1 日

役員・関係者 各位

石川県野球協会
会長 温井 伸
【公印省略】

石川県立野球場周辺地域内の禁煙について

石川県立野球場の指定管理者「石川県県民ふれあい公社」より下記の通知がありましたので、ご案内申し上げます。

記

「石川県立野球場では、喫煙指定場所を除いて 7 月 1 日より全面禁煙とする。」

つきましては、球場内でも禁煙となりましたので、これまで以上にルール順守について関係各位へご周知くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、本日から受動喫煙対策の一環として学校や病院、行政機関などの敷地内を原則禁煙（屋外喫煙所設置は可能）とする改正健康増進法が施行されました。

したがって、石川県立野球場だけでなく石川県内すべてのスポーツ施設において同様な対策が取られますので、事情ご理解のうえ、格別のご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

万一、当協会関係者による喫煙があった場合は、施設利用が一切認められなくなることもありますので、十分ご注意ください。